



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 6 号 令和 6 年 6 月 2 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 2 1	救急病院の開設者から救急病院の名称の変更について届出があった件	医療政策課 広域医療室
3 2 2	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	企業支援課
3 2 3	同	同
3 2 4	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
3 2 5	同	同
3 2 6	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課
3 2 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
3 2 8	車両制限令に基づく道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を指定する件	同
3 2 9	車両制限令に基づき通行する車両の高さの最高限度が 4 . 1 メートルである道路を指定するとともに、当該道路を通行する高さが 3 . 8 メートルを超え 4 . 1 メートル以下の車両の通行方法を定める件	同

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	令和 5 年度徳島県市町村職員共済組合決算 要旨	市町村課

【病院局告示】

番 号	表	題	担当課名
3	歳入の徴収の事務を私人に委託した件		

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
5 6	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件		
5 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件		
5 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件		
5 9	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件		
6 0	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件		

【監査委員公表】

番 号	表	題	担当課名
1 1	包括外部監査結果報告に対する措置状況		

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
1 1	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		

徳島県告示第三百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した救急病院の開設者から、次のとおり当該救急病院の名称の変更について届出があった。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	変更年月日
旧	新		
東徳島医療センター	とくしま医療センター東病院	板野郡板野町大寺字大向北一一	令和六年四月一日

徳島県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ小松島市芝生町店

小松島市芝生町字網千四四番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第九十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗予定地は、県道花園日開野線に隣接しており、緊急車両の走行の妨げとならないよう、駐車場の必要台数の確保が必要であると思われる。

2 歩行者の通行の利便の確保等

出入口の安全対策について、入出庫時における歩行者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導を行うことに関して道路管理者と十分協議していただきたい。

3 騒音の発生に係る事項

騒音問題は周辺住民の日常生活に支障をきたすため、騒音低減対策により静穏な生活環境の保持に努めていただきたい。

4 廃棄物に係る事項等

廃棄物の保管、運搬及び処理について、周辺的生活環境の保全に努め、適正に処理していただきたい。

用水路に廃棄物等が飛散しないように、その保管や運搬等について、適正な管理を行っていただきたい。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課

2 縦覧の期間 令和六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

徳島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス西新浜町店

徳島市西新浜町一丁目六三番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和六年徳島県告示第九十三号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件

）
三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場の用に供する部分については、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。

古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

特定建設資材を使用する新築工事においては、基準に従つて工事現場で分別し再資源化等することが義務づけられており、工事着手の七日前までに、分別解体等の計画等について徳島市建築指導課に届出すること。

4 騒音の発生に係る事項

敷地内で発生する騒音の低減に努めるとともに、周辺住民から苦情を受けた場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等

店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等

周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和六年六月二十八日から同年七月二十八日まで

徳島県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 土地改良区の名称

三好南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監 事	元 木 実	元 木 実	三好郡東みよし町加茂四六八
同	川 原 阿比人	川 原 阿比人	二五六二丁一
同	曾我部 亨	曾我部 亨	中庄一五四。
同	加 藤 忠 良		六一六
同		金 丸 吉 伸	六六七

徳島県告示第三百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	柳 本 強		阿南市富岡町玉塚三八
同	西 条 稔	西 条 稔	同 西路見町元村九一
同	壽 田 繁 典	壽 田 繁 典	同 日開野町竹ノハナ二五。
同	北 條 憲 治	北 條 憲 治	同 七見町東居内二四四
同	小 松 康 宏		同 才見町高池二一
同	若 木 敏 明	若 木 敏 明	同 上才見六
同	横 手 茂		同 中林町長尾四五―一
同	森 茂		同 南林五九―二
同	與能本 敏 幸	與能本 敏 幸	同 見能林町南林四四
同	八 木 繁 明	八 木 繁 明	同 青木二三八
同	豊 田 久 光		同 津乃峰町長浜二五〇―七
同	上 手 義 雄	上 手 義 雄	同 新浜四九―三
同		藤 井 武 重	同 領家町本荘ケ内一三。―五
同		遠 藤 宣 英	同 学原町前田九―八
同		平 田 晃 士	同 才見町平野五一
同		土 肥 浩 昭	同 見能林町柏野二。―三
同		山 田 二 郎	同 中林町林崎三七
同		尾 崎 武 志	同 鎧石五八
同		森 利 秋	同 南林六七
同		上 手 太 郎	同 津乃峰町長浜二四九―四
監 事	岡 久 泰		同 見能林町貞成二四
同	遠 藤 宣 英		同 学原町前田九―八
同	西 裕 司	西 裕 司	同 見能林町林崎七―三
同		横 手 芳 裕	同 畠町新はり一四〇―一
同		柏 木 章 宏	同 見能林町勘高原五三

徳島県告示第三百二十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

阿波市市場町日開谷字岩野四七八の一及び四七八の五

二 指定の効力が失われた日

令和六年五月二十九日

徳島県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和六年六月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
2 6		由岐大西	阿南市福井町大宮三四番 七地先から 同 番地先まで	同	新	七・五〃四一・六	一四五・四
				同	旧	七・三〃一九・二	一四五・四

徳島県告示第三百二十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
主要地方道	4 2	瀬戸撫養	鳴門市瀬戸町明神字張三三番一地先から 同 撫養町大桑島字澤岩浜四八番一九地先まで
一般県道	1 8 1	川内埠頭	徳島市川内町平石夷野二三四番二地先から 同 一〇二番一地先まで

二 指定する期日

令和六年七月一日

徳島県告示第三百二十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	路線名	区 間
一般国道	三二八号	吉野川市鴨島町上下島字松元三七二番二地先から 阿波市土成町吉田字中ノ内四〇番一地先まで

二 指定する期日

令和六年七月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二五メートル以上かつ縦寸法〇・一三メートル以上又は横寸法〇・一三メートル以上かつ縦寸法〇・二五メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

徳島県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。
令和 6 年 6 月 28 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定により、徳島県市町村職員共済組合の令和5年度決算の要旨を公告する。

令和 6 年 6 月 28 日

徳島県市町村職員共済組合
理事長 古 川 保 博

損益計算書の要旨												(単位：円)		
収 入	経 理 区 分	短 期 経 理	厚 生 年 金 保 険 経 理	退職等年金経 理	経過の長期経 理	退 職 等 年 金	経 過 の 長 期	業 務 経 理	保 健 経 理	宿 泊 経 理	貯 金 経 理	貸 付 経 理	物 資 経 理	
	負担金	3,195,125,788	5,461,054,554	410,164,337	54,455,317	0	0	115,675,100	188,610,173	0	0	0	0	
	公的負担金	5,108,387	1,997,986,709	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護負担金	359,427,842	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	掛金・組合員保険料	3,247,918,258	4,991,545,924	410,158,412	0	0	0	0	144,826,764	0	0	0	0	
	介護掛金	364,752,047	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	連合会交付金	410,201,871	0	0	0	0	0	48,730,035	0	0	0	0	0	
	施設収入・商品売上・商品販売益	0	0	0	0	0	0	0	0	240,704,981	0	0	2,842,273	
	運用収入	13,682	0	0	0	5,029,587	0	1,499	6,082	7,108	557,751,416	426	1,466	
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,723,203	0	
	その他の収入	7,233,816	0	0	0	0	0	6,583	0	89,798,286	0	0	11,654,900	
	他経理から繰入	0	0	0	0	0	0	21,182,130	0	0	0	0	0	
	前年度支払準備金	536,348,317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	8,126,130,008	12,450,587,187	820,322,749	54,455,317	5,029,587	0	185,595,347	333,443,019	330,510,375	557,751,416	12,723,629	14,498,639		
支 出	給付金	4,264,774,265	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	役職員給与	0	0	0	0	0	0	73,722,860	12,799,122	0	48,059,201	5,096,209	4,346,558	
	厚生費・旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	8,876,507	1,370,963	2,205,730	4,943,389	386,304	1,090,496	
	厚生費(事業費)	0	0	0	0	0	0	0	288,490,222	0	0	0	0	
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	1,835,070	0	0	2,554,250	
	飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	46,809,823	0	0	0	
	委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	8,306,342	5,402,331	166,025,531	3,366,551	404,896	425,503	
	支払利息	0	0	0	0	5,029,587	0	0	0	0	439,865,829	5,028,955	0	
	負担金払込金	0	7,459,041,263	410,164,337	54,455,317	0	0	0	0	0	0	0	0	
	掛金払込金・組合員保険料払込金	0	4,991,545,924	410,158,412	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	連合会払込金	82,575,437	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	連合会分担金・連合会拠出金	367,715,262	0	0	0	0	0	6,042,950	1,744,610	0	0	0	0	
	事務費負担金払込金	0	0	0	0	0	0	50,385,984	0	0	0	0	0	
出	前期高齢者納付金・後期高齢者支援金・病床転換支援金	2,511,272,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	退職者給付拠出金	16,711	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	介護納付金	722,644,286	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他経理へ繰入	21,182,130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の支出	52,978,879	0	0	0	0	0	38,711,639	29,080,926	161,772,699	38,616,172	2,716,457	3,610,544	
	次年度支払準備金	662,376,183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	8,685,535,643	12,450,587,187	820,322,749	54,455,317	5,029,587	0	186,046,282	338,888,174	378,648,853	534,851,142	13,632,821	12,027,351	
	差引当期短期利益金又は当期短期損失金()	560,728,595	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	差引当期介護利益金又は当期介護損失金()	1,322,960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	差引当期利益金又は当期損失金()	559,405,635	0	0	0	0	0	450,935	5,445,155	48,138,478	22,900,274	909,192	2,471,288	
	貸借対照表の要旨													
	資 産	流動資産	748,283,030	639,770,312	51,498,937	347,866	56,463,153	0	97,216,993	312,476,988	474,193,132	5,037,739,158	22,906,785	96,416,775
		固定資産	0	0	0	0	461,000,000	0	5,671,723	7,533,494	1,676,274,589	42,941,574,832	989,453,634	7,579,570
繰延資産		0	0	0	0	0	0	661,000	1,569,209	4,375,000	1,421,655	132,188	132,188	
資 産 合 計		748,283,030	639,770,312	51,498,937	347,866	517,463,153	0	103,549,716	321,579,691	2,154,842,721	47,980,735,645	1,012,492,607	104,128,533	
負 債	流動負債	19,988,506	639,770,312	51,498,937	347,866	0	0	5,600,412	25,031,048	83,601,164	41,399,252,922	5,500	15,846,978	
	固定負債	662,376,183	0	0	0	517,463,153	0	12,609,000	10,000,000	8,000,000	18,805,000	469,162,430	5,000,000	
	負債合計	682,364,689	639,770,312	51,498,937	347,866	517,463,153	0	18,209,412	35,031,048	91,601,164	41,418,057,922	469,167,930	20,846,978	
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,177,588,512	0	0	0	
	利益剰余金又は欠損金()	65,918,341	0	0	0	0	0	85,340,304	286,548,643	885,653,045	6,562,677,723	543,324,677	83,281,555	
	純資産合計	65,918,341	0	0	0	0	0	85,340,304	286,548,643	2,063,241,555	6,562,677,723	543,324,677	83,281,555	
負債・純資産合計		748,283,030	639,770,312	51,498,937	347,866	517,463,153	0	103,549,716	321,579,691	2,154,842,721	47,980,735,645	1,012,492,607	104,128,533	

徳島県病院局告示第三号

地方自治法の一部を改正する法律（法律第十九号）附則第二条第四項の規定により準用する同条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第七条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年六月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

委 託 し た 事 務	委 託 し た 私 人
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	合建警備保障株式会社
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立三好病院に係るものに限る。）	ダイヤモンドサービス 代表 青木 由治

徳島県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年六月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党徳島県第1区総支部	高橋 永	加村 祐志	徳島市昭和町三丁目一・二	衆議院議員	。	令和六年五月十七日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
高橋 永後援会	高橋 永	稲村 宥人	徳島市昭和町三丁目一・二	衆議院議員	高橋 永 衆議院議員	令和六年五月二十三日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
				令和六年

総合政策懇話会	福山	守伊澤良和	徳島市八万町大野二二三、一	五月三十日
---------	----	-------	---------------	-------

備考 従来、総合政策懇話会は総務大臣に届出されていたが、徳島県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

徳島県選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の内容		異動年月日	
阿南市那賀郡医師連盟	松崎敏朗	代表者の氏名	松崎敏朗	新	旧	令和六年五月八日			
日本司法書士 制度推進連盟徳島会	栗飯原治仁	代表者の氏名	栗飯原治仁	中瀬晴行	中瀬晴行	令和六年五月二十日			
福山守後援会	松尾泰三	国会議員関係 政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第十九条の七第一項第二 号に係る国会議員関係政治 団体	福山 守、衆議院議員	令和六年五月二十九日			
徳島県民社協会	武知浩之	会計責任者の 氏名	弘瀬正悟	笠井一輝		令和六年六月一日			
高井美穂と ふるさとネットワーク (高井美穂後援会)	高井美穂	主たる事務所の 所在地	三好市三野町太刀野山 一〇番地一四	三好市三野町太刀野山 一〇番地二		令和六年五月八日			

徳島を創る会	21世紀あすの	飯泉嘉門後援会	ふるさと県民会議	オンラインワン
飯泉嘉門		内田伸昭	内田伸昭	
所在地	主たる事務所の	所在地	主たる事務所の	所在地
一四・一五	徳島市佐古一番町	一四・一五	徳島市佐古一番町	一四・一五
一六・四	徳島市佐古一番町	一六・四	徳島市佐古一番町	一六・四
六月一日	令和六年	六月一日	令和六年	六月一日

徳島県選挙管理委員会告示第五十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年六月二十八日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党徳島県阿南市第二支部	島 田 正 人	令和六年六月十日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
島 田 正 人 後 援 会	島 田 正 人	令和六年六月十日

徳島県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 （代表者）の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	
高 橋 永	衆議院議員	高 橋 永 後 援 会	徳島市昭和町三丁目一・二	高 橋 永
				令和六年五月二十三日

徳島県選挙管理委員会告示第六十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年六月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
飯 泉 嘉 門	2 1 世 紀 あ す の 徳 島 を 創 る 会	主たる事務所の所在地	徳島市佐古一番町一四・一五	徳島市佐古一番町一六・四	令和六年六月一日

徳島県監査委員公表第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、徳島県知事から包括外部監査結果報告に
対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

徳島県監査委員
徳同同同同
鹿大福眞古
山西山貝野
公康正浩
弘生啓司司

平成 3 0 年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：試験研究機関について

Ⅳ 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
166-171	農林水産総合技術支援センター			
	旧 農 業 大 学 校 （貸付地：V 社 及びW社との契 約）	違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相 応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。 現在の契約書では当該年度の貸付料の 1 割に相当する金 額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額と なっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、 あるいは具体的な金額を定めるべきである。（意見－ 6 2）	意見の趣旨を踏まえ、令和 8 年 4 月の契約更新の際には、 違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととし ている。 （農林水産総合技術支援センター）	措置予定

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

Ⅱ 県営住宅に関する施策

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	家賃等の滞納者への対応			

88-90	不納欠損処理と債権放棄	現在の不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件は、事実上回収不能な債権を長期間管理する必要がある、合理性もないことから、不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件を改めるとともに、手続としても、議会の議決による債権放棄だけではなく、債権管理条例を制定し、時効完成や破産免責などの事由については、長による債権放棄を可能として迅速に不納欠損処理を行えるよう検討されたい。（意見 29）	各債権の種類や性質に応じて要綱等を策定し、不納欠損処理を進めているところである。 県営住宅の滞納家賃や病院事業滞納未収金等について、要綱等に基づき、時効完成や本人死亡など事実上回収不能な債権を積極的に整理の上、令和 6 年 2 月議会においても権利放棄の議決を経て不納欠損処理が行われた。 さらに、令和 6 年 3 月に策定した未収金削減計画においても、回収不能債権については、債権整理計画を策定し、概ね 3 年間を目途に削減に努めることを重点的に取り組むこととした。 今後も全庁的な未収金の削減に努める。 (会計課)	措置済み
-------	-------------	---	---	------

Ⅲ その他の住宅に関する施策

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
111-113	森を木づかう住宅資金貸付制度	森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。（意見 41）	森を木づかう住宅資金貸付制度の見直しについては、金利動向を考慮しながら引き続き検討していくが、制度の大幅な見直しは現状は困難な状況である。 令和 5 年度は、普及啓発パンフレットの内容をリニューアルし、木の家のくらし相談フェア等で周知活動を行ったことにより、複数の問い合わせがあった。 しかしながら、建設資材高騰を背景とした価格上昇により、県内においても戸建住宅の着工戸数が伸び悩んだことから、新たな貸し付けには至らなかった。 今後も、「徳島木のおもちゃ美術館」を核とした県産材の P R に積極的に取り組むとともに、各関係団体と連携を図りつつ、当制度をチャンネルの 1 つとして、幅広く県産木造住宅の普及促進を図っていく。 (林業振興課)	措置中

令和 3 年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：防災・減災に係る事務事業の執行について

Ⅰ 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
25-26	徳島県の災害リスク	被害想定は、災害対応を検討する上での基礎資料となるものであるから、一度きりで終わらせることなく、新たな科学的知見や社会の変化等を踏まえ、適切なタイミングで見直しを実施していくことが望ましい。（意見２）	国の動きに即応し、県においても令和５年３月２７日に「被害想定検討プロジェクトチーム」を設置し、事前検討及び情報共有を行うなど被害想定の見直しに着手しており、算定に必要な最新の地形や構造物データ収集等を行うとともに、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定検討委員会を令和５年１２月２０日に立ち上げ、国の被害想定算定手法等をもとにした学術的な検討を進めている。今後も適切なタイミングで見直しを進める。 (防災対策推進課)	措置済み

Ⅲ 徳島県業務継続計画（県庁ＢＣＰ）・職員研修

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
73	徳島県業務継続計画（県庁ＢＣＰ）について	職員個人が、県庁ＢＣＰにおいて求められている対応をどれだけ実現できているのかについては、定期的にこれを確認するための仕組みを設け、その結果を公表するなどして、職員個人の災害対応力を高めるとともに、職員の災害対応力を見える化するための仕組み作りが必要である。【指摘１】	令和５年度は、それぞれの所属において備蓄している物資の把握や、総合防災訓練・災害図上訓練などに合わせ、各所属ＢＣＰの再確認はもとより、県の業務継続に係る支援協定締結企業との連携確認を行うなど、災害対応力の見える化に向けて取り組むとともに、危機管理環境部や南部総合県民局において参集訓練を実施するなどにより、職場周辺の浸水被害想定や職員自宅周辺の「避難場所」の確認などを実施し、災害対応力の向上に努めた。 さらに、人事異動後すぐに職員に災害対応に関するｅ－ラーニング及びアンケートを実施できるよう準備を整え、令和６年度当初に実施することで、職員一人一人が災害時の対応を確認した。またアンケート等の結果を職員に周知することで見える化を図るものとする。 (危機管理政策課)	措置済み
77-78		災害がいつの時点で発生したかによって、その際に職員がどこにいるのかが変わり、また、必要とされる備蓄や対応も変わってくるため、今後の改訂に際しては、現在の職員の少ない執務時間外を想定した県庁ＢＣＰだけでなく、	いつ何時災害が発生しようとも、迅速に活動が行えるよう初動対応力の強化を図るため、令和６年１月に「災害対策本部室」を常設化し災害対応力の強化を図るとともに、同月に実施した災害図上訓練においても災害対応実施マニュアルの	措置済み

		職員の多くが在庁している執務時間中に発災した場合の対応も念頭に、より柔軟な災害対応をとることができるよう、県庁ＢＣＰをより充実させることが望まれる。【指摘３】	確認を行い、併せて県庁ＢＣＰの検証を行った。 さらに、万代庁舎の代替庁舎である中央警察署、西部総合県民局＜美馬庁舎＞において災害対策本部運営訓練を行い、県庁ＢＣＰの実効性を検証するなど、県庁ＢＣＰの実効性向上に取り組んだ。 (危機管理政策課)	
--	--	---	---	--

Ⅳ 備蓄全般

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	備蓄に関する県の役割、体制について			
92	物資調達・輸送調整等支援システムについて	災害時物流体制確保マニュアルについては、物資調達・輸送調整等支援システムの利用を前提としたものに改めるべきであり、訓練においても本システムを利用した訓練を行うべきである。(意見２１)	令和５年５月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、物資調達・輸送調整等支援システムを利用した手順等について追記した。同年６月１６日には国及び市町村と連携し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を実施した。 (防災対策推進課)	措置済み
92-93		備蓄管理について、ルート、資料及び職員の意識が複雑化している様子が見受けられ、備蓄整備の妨げや発災時の混乱を招く可能性がある。根幹となるデータを物資調達・輸送調整等支援システムに統一し、備蓄把握に使用するルート、資料及び職員の意識を整理する必要がある。(意見２２)	令和５年５月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用することで、統一的に備蓄状況の確認を行えるようにした。 (防災対策推進課)	措置済み
94-95	備蓄の確認について	県は災害救助法が適用された場合の責務を鑑みると、自らが所有する備蓄の確認にとどまらず、市町村等が所有する備蓄についても、各所の避難者の想定に基づいた、あるべき備蓄の数量、種類、備蓄の確認手法等について、市町村等と情報を共有すべきである。その上で、備蓄の確認手続について物資調達・輸送調整等支援システムへの登録、県の確認を含め統一された備蓄確認実施要領を策定、配布、運用すべきである。(意見２４)	令和５年５月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、各市町村の備蓄等の状況も確認可能な物資調達・輸送調整等支援システムを活用することで、備蓄物資の把握等について、情報共有できるようにした。 (防災対策推進課)	措置済み

Ⅴ 学校防災計画及び県立学校における備蓄

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
	県立学校における学校防災計画の策定及び備蓄の現状について			

103	学校防災計画について	県教育委員会は、各学校の被害想定に応じたあるべき備蓄の量、種類及び備蓄の確認方法を各学校と協議の上策定し、確認手続の実施要領を制定した上で、学校防災計画の確認を厳密に行う取組を継続して実施すべきである。（意見 2 8）	令和 5 年 7 月に、全ての県立学校について、専門家の意見をもとに、避難所開設または保護者への児童生徒等の引き渡しまでに必要となる最低備蓄食料数等を策定した。 また、備蓄の確認については毎年 1 2 月に「防災・学校安全に関する状況調査」を実施しており、「学校防災計画」については、毎年 6 月に体育健康安全課に提出を受け、必要に応じて指導を行っている。 （体育健康安全課）	措置済み
110	備蓄計画の策定について	各県立学校における備蓄は、1 食分程度しか備えていない学校が多く、生理用品も学校防災計画を見る限り、ほとんどの学校において備蓄がなされていない。今後、教育委員会は各学校と協議を行い、被害想定や帰宅困難となる生徒数を考慮した備蓄の拡充計画を策定すべきである。（意見 3 0）	令和 5 年 7 月に、全ての県立学校について、専門家の意見をもとに、避難所開設または保護者への児童生徒等の引き渡しまでに必要となる最低備蓄食料数等を策定し、各校において備蓄済。 令和 5 年 8 月に、飲料水、簡易トイレ、生理用品を 1 日分、県立学校に配備した。 （体育健康安全課）	措置済み
111-112	備蓄の保管について	県立学校における現在の備蓄の管理方法は、発災時に混乱が生じるおそれがあるため検討が必要である。学校指定品と個人準備品を一つのパックとしたハイブリッド型の備蓄をスクールパックとして生徒各人が保管するという方法も検討すべきである。（意見 3 2）	生徒用備蓄品を教室等で個人保管する場所の確保が難しいため、各学校の状況に応じて、非常用持出袋、レジ袋等で、迅速に配布できるよう備蓄している。 発災時は、児童生徒等の避難を優先し、災害等の危険性がなくなった後、施設の安全を確認してから、状況に応じて随時配布を行う。 （体育健康安全課）	措置済み
113	アレルギー対応の備蓄について	発災時にアレルギー症状を有する生徒にアレルギー対応の備蓄を適切に配布することは困難と考えられ、各県立学校において全ての備蓄をアレルギー対応の備蓄に置き換えることを検討すべきである。（意見 3 5）	令和 4 年 5 月および 7 月、県内全ての県立学校防災担当者に対し、生徒用備蓄物をアレルギーフリーの食料へ置き換えることについて、生徒用備蓄品を購入している P T A と検討を行うよう指導した。 検討の結果、令和 5 年 1 2 月の段階で県立学校に在学している生徒の備蓄食料等は、各学校の状況に応じて、生徒全員が使用できる、アレルギーに配慮したものを整備している。 （体育健康安全課）	措置済み
114	情報公開について	現状の県立学校における備蓄の状況を鑑みると、保護者、生徒に対して十分な情報開示を行い、理解を得られているとは考えられない。今後、被害想定、帰宅困難者の想定と共に備蓄の状況、方針を学校のホームページ等で公開し、アンケートを取るなどして備蓄の改善に繋げるべきである。（意見 3 6）	生徒用備蓄物は、帰宅困難となった場合の学校待機用として備蓄していることや、その内容について、入学時に生徒及び保護者に説明している。 なお、令和 6 年 1 月に改めて生徒用の災害備蓄食料等について、生徒及び保護者に情報を共有するよう通知した。 （体育健康安全課）	措置済み
116	医療的ケア児の備蓄について	今後の課題ではあるが、医療的ケア児の実態を把握し、児童ごとに平時においてどのような準備が必要か、発災時	災害時の備えや必要な支援について、市町村や関係機関等と情報共有や検討を行い、「災害時対応ガイドブック」の作	措置済み

		に支援者に対して各児童の情報を伝えるツールをどのように準備するかについては、自治体との情報共有や統一的な様式の作成が有効と考えられる。この点について、先行している自治体、団体等のマニュアルを参考にし、迅速に準備を進めていただきたい。(意見39)	成を進めてきた。 能登半島地震を踏まえ、再度内容を見直し、より実効性のあるものに磨き上げ、令和6年5月に完成した。市町村をはじめ関係者に周知するとともに、「徳島県医療的ケア児等支援センター」のホームページに掲載し、必要とするすべての方に、活用していただくこととしている。 (障がい福祉課)	
--	--	--	--	--

VI 住民啓発・研修・情報発信

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
117-120	住民啓発・研修について	住民啓発・研修等に関しては、特に数値目標が設けられていないか、定量的な数値目標にとどまっているところ、直ちに定性的な達成度に切り替えることは必ずしも容易ではないため、学習の成果を測る知見を蓄積している教育学等の知見を防災研修等に活用する方策を検討することが望ましい。(意見40)	防災研修等に教育学等の知見を活用するため、当該知見を有する徳島大学環境防災研究センターとの協議により、研修後のアンケート結果を分析したところ、難しい・簡単・もっと知りたい等、受講後の理解に差があることが判明した。 このため、同センターから助言をいただきながら、学習レベルに応じて段階的に学べる防災学習動画を制作することとし、まずは、年齢に関係なく、これから防災を学ぶ方のための初級者向けの防災学習動画をシリーズで10本制作した。 制作動画は、令和6年3月にインターネットで公開するとともに、ケーブルテレビで放送したほか、当センターが実施している防災出前講座等においても活用している。 また、県教育委員会等に動画データを共有し、今後の防災教育に活用してもらうこととしている。 (防災人材育成センター)	措置済み

VIII 防災・減災関連補助金（危機管理環境部関連）

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
154-155	住宅出火防止対策等推進体制整備事業について	住宅出火防止対策等推進体制整備事業が市町村において全く活用されなかった原因及び理由を客観的に分析し、その上で、本来の目的である「感震ブレイカー等の設置に関する普及啓発」の達成のため当該補助事業の代替措置等の導入を検討すべきである。(意見50)	補助メニューの活用がなかった理由としては、市町村において、啓発に止まらず、直接設置事業を選択する市町村が多かったためと分析している。 令和5年7月より制度を開始した、「南海トラフ巨大地震等対策事業」においては、分析に基づき検討を行い、市町村が行う防災対策をハード・ソフト両面から支援することとし	措置済み

			ている。その中では、感震ブレーカー等の設置を含めた防災全般の啓発活動に係る経費について補助対象とすることで、様々な防災関係の啓発と併せて幅広く活用できるようにした。 (防災対策推進課)	
--	--	--	---	--

令和4年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：環境政策に関する事務の執行について

I 個別の事業に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
33	魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業			
	養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。（意見4・再掲）	令和5年度は、「海況、利用状況、設置時期に応じた適切な施肥剤の供給方法の検討」を行い、これまで委託としていたものを、県が試験研究として取り組み、物品購入を含め県で執行するものと改め、施肥技術の現場実証試験及び現場実装に向けたマニュアル作成等を実施した。 今後とも、契約については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当すると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、必要性の部分を十分検討することとする。 (水産振興課)	措置済み
62-63	地球にやさしい環境県民運動推進事業			
	とくしま環境県民会議負担金について	とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行について検討を要する。（意見16）	令和6年1月に、普及啓発活動等の啓発資材は県が作成し、その資材を活用した啓発キャンペーンや出前講座はとくしま環境県民会議で実施するなど、役割分担を明確にし、事業に重複が生じないよう取り組むこととした。 また、類似チラシ等の啓発資材の集約に取り組むなど経済的な予算執行に努めるとともに、同会議会員団体の連携強化や専門的な知見を有する会員の拡大等、効果的な事業執行に向けた取組を進める中で、今後も同会議の収支や負担金額等が適正であるか十分に確認を行うこととした。 (サステナブル社会推進課)	措置済み
	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業			

70	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業について	「とくしまエコパートナー」事業者・団体任命推進事業については、令和3年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきである。(意見22)	本県では、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」において基本理念として掲げる「県民総活躍」を具現化するため、気候変動対策の推進について県と連携して取り組んでいただけた企業等を募集し、「とくしまエコパートナー協定」を締結している。 本制度について多くの事業者等に知っていただけるよう、これまでの周知方法を見直し、令和5年11月には新たに当課の別事業の募集案内に「とくしまエコパートナー」募集を併せて掲載する等の積極的な取組を実施したところ、令和5年度末までに複数事業者から問い合わせがあり、協定締結に向けて調整を進めることとなった。 (サステナブル社会推進課)	措置済み
151-152	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進			
	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進事業について	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しを要する。(意見39)	令和5年度は、環境課題のうち「中小企業の脱炭素化」に着目し、「産学民官金」の連携による、中小企業の脱炭素経営支援体制構築に向けたモデル事業を国費事業により実施した。さらに、令和6年度は県で予算化し、引き続き中小企業の脱炭素化に向けた事業を実施する。 (サステナブル社会推進課)	措置済み

II 環境指標に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
153-154	環境指標の設定・変更			
	第2次徳島県環境基本計画における環境指標の点検・評価の結果	基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。 現在の第3次基本計画は令和5年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第3次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第4次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第3次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。(意見40)	令和5年度中の次期計画策定業務に際し、指標の達成状況を踏まえ、次期計画への引き継ぎ項目を検討し、令和6年2月に開催した環境審議会において、第3次環境基本計画の指標や重点取組に係る5か年の実績(R5実績見込含む)の進捗報告を行うとともに、進捗を踏まえ作成した第4次環境基本計画(案)について審議いただき、議事録を含む資料を公表した。 (サステナブル社会推進課)	措置済み
154-155	当初目標値が基本計画策定時に	目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の	第4次環境基本計画における目標値の設定に際しては、指標の達成状況を踏まえ、現状を前提とした適切な数値設定を	措置済み

155-156	はすでに達成済みと思われる環境指標	設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。（意見４１）	行った。 （サステナブル社会推進課）	
	目標年度が計画期間以降である環境指標	一部の環境指標については２０３５年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところであるが、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。（意見４２）	第４次環境基本計画の指標においては、原則として計画期間内の年度を設定し、計画期間後の時点が目標年度となる一部の項目に対しても、計画期間内の単年ごとの目標数値を設定し、進捗状況を管理することとした。 （サステナブル社会推進課）	措置済み

Ⅲ その他基本計画全般に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項 目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
162-163	計画の進捗管理について			
		基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価（ＰＤＣＡサイクル）を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。（意見４７）	令和６年３月に徳島県環境対策推進本部幹事会を開催し、第３次環境基本計画の進捗及び第４次環境基本計画について説明を行った。次年度以降も、第４次環境基本計画の実効性を高めるため、幹事会を中心に、実務的な運営及び機動的な活動を実施する。 （サステナブル社会推進課）	措置済み

徳島県公安委員会規則第11号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 6 月28日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 一般国道195号の項の次に次のように加える。

一般国道318号	吉野川市鴨島町上下島字松元372番 2 地先から阿波市土成町吉田字中ノ内40番 1 地先まで
----------	--

別表 2 に次のように加える。

臨港道路沖洲（外）	徳島市南沖洲四丁目26番563地先から徳島市北沖洲四丁目232番 3 地先まで
-----------	---

附 則

この規則は，令和 6 年 7 月 1 日から施行する。